

委託業務特記仕様書（令和８年８月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第１条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- ２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第２条 当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- ２ 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- ３ 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第３条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（オンライン電子納品）

- 第４条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運

用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第5条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（C I M活用業務【受注者希望型】）

第6条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

第7条 本業務における機器使用事項は、別添「正木ダム 維持放流設備 機器仕様書」のとおりとする。

調査資料一覧表

[illegible]

納入場所	正木ダム管理所 徳島県勝浦郡上勝町大字正木字藤ノ内 18-2		
前回調査の有無	有 ・ ☒ 無	有の場合	令和 年 月 日
備考	各部品、機器の単価には、納入場所までの輸送費を含まないものとする。 各部品、機器の納期（月数）、重量を記載すること。		

正木ダム 維持放流設備

機器仕様書

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この見積仕様書(以下「本仕様書」という)は、徳島県が改修を計画している「R8徳土正木ダム 上勝・正木 維持放流設備改良工事」、で使用する機器等について、 価格の決定をするための見積を行うものであり、以下に必要な事項を定めるものとする。

なお、本仕様書に明記なき事項について、設備の機能上具備すべきものについては当然これを充足するものとする。

(見積範囲)

第2条 見積対象範囲は、次のとおりとする。

なお、設計技術費、消費税は含まないものとする。

1	部品費	
	(1) 寸切りボルト (ケミカルアンカー用)	1 本
	(2) 六角ボルト	1 本
2	機器費	
	(1) 可撓伸縮管 (付属品含む)	1 式
	(2) 手動仕切弁 (250A)	1 台
	(3) チェーンブロック	1 台
	(4) プレントロリ	1 台

(見積添付図書)

第3条 次の各号に掲げる図書を提出するものとする。

1	機器見積書	2 部
2	標準仕様書 (形式、容量、重量等)	1 部
3	その他参考資料	1 部

第2章 法 令

(適用規格)

第4条 本仕様書に基づき見積もられる機器は、次の各号に掲げる諸規格等を遵守したものとする。

- 1 日本産業規格 (JIS)
- 2 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)
- 3 日本電機工業会規格 (JEM)
- 4 ダム・堰施設技術基準 (案)
- 5 その他関係規格、基準等

第3章 機器の仕様

(新設機器の仕様)

第5条 新設する機器の仕様は次のとおりである。

1 部品費

(1) 寸切りボルト

ア 数量	1 本
イ 材質	S U S 3 0 4
ウ 径	M 1 6
エ 長さ	2 0 0 m m
ウ その他	ケミカルアンカー用

(2) 六角ボルト

ア 数量	1 本
イ 材質	S U S 3 0 4
ウ 径	M 1 6
エ 長さ	8 5 m m

2 機器費

(1) 可撓伸縮管

ア 材質	S U S 3 0 4
イ 寸法	250A×9.3t×200A×8.2t×312.5L
ウ 付属品	取付けボルト (SUS)、Oリング等 1式
エ その他	図面 1 参照

(2) 手動仕切弁 (250A)

ア 形式	外ねじ仕切弁 (片テーパ仕様)
イ 材質	ステンレス製
ウ 規格	JIS5K-250A

(3) チェーンブロック

ア 数量	1 台
イ 定格荷重	5 0 0 k g
ウ 揚程	4 . 0 m
エ フック間最小距離	2 8 5 m m
オ ハンドチェーン二つ折り長さ	3 . 0 m
カ ロードチェン線径×掛数	5 . 0 × 1
キ 巻上平均手動力	2 3 5
ク 質量	1 0 k g

(4) プレントロリ

ア 数量	1 台
イ 定格荷重	5 0 0 k g
ウ 適用レール幅	1 2 5 m m、1 5 0 m m
エ 重量	1 2 k g

(保証期間)

第 6 条 本機器の保証及び保証期間は引き渡し完了の日から 1 年間とし、保証期間内に障害等が発生した場合は、無償で修理または取替えを行うものとする。